

## 第 23 回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 令和元年 5 月 30 日 (木)
- 2 開閉時間 午後 6 時開会 午後 7 時閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3 階会議室
- 4 出席委員 12 人  
1 番 小原孝志 2 番 3 番 鈴木英博 4 番 佐藤美頭雄  
5 番 佐々木辰善 6 番 寺崎秀子 7 番 相澤峰基 8 番 森脇豊仁  
9 番 小川一也 11 番 斉藤哲子 12 番 北村浩光 13 番 舟根 禎  
14 番 吉本 憲
- 5 欠席委員 10 番 山崎禎彦
- 6 会議出席 西村事務局長兼係長、石塚主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 7 番 相澤峰基、8 番 森脇豊仁
- 9 議事内容  
報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
報告第 2 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見について  
報告第 3 号 農業経営改善計画の認定通知について  
報告第 4 号 土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について  
議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について  
議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第 3 号 農用地利用配分計画 (案) について  
議案第 4 号 土地の現況証明書の交付について

## 10 議事録本紙

- 議長 これから、第23回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。  
会議の成立ですが、現在の出席委員数は12名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第9条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。  
諸般の報告です。  
(会長行動等を朗読で報告)
- 議長 日程第1、本日の議事録署名委員の指定を行います。  
本会議の議事録署名委員は、7番委員、8番委員にお願いします。
- 議長 続きまして、日程第2報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」から日程第5報告第4号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」までが報告事項ですので、事務局から一括説明願います。
- 主事 それでは、議案2頁をご覧ください。  
報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」でございます。  
相続による農地取得の届出がありましたので報告します。  
議案3頁、4頁をご覧ください。  
番号が1番、2番の2件でございます。  
土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりでございます。  
位置図は5頁から7頁までに載せてありますので、ご確認願います。  
  
続きまして、議案8頁をご覧ください。  
報告第2号「農業経営改善計画認定申請に係る意見について」でございます。  
農業経営基盤強化促進法施行規則第14条第1項及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱第5の4の(5)①に規定する農業経営改善計画認定申請に係る意見について、専決処分したので報告します。  
議案9頁、10頁をご覧ください。  
番号が4番から7番までの4件の申請がありました。  
  
続きまして、議案12頁をご覧ください。  
報告第3号「農業経営改善計画の認定通知について」でございます。  
農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定による通知がありましたので、報告します。  
議案は13頁、14頁をご覧ください。  
先ほど、報告第2号で意見した更新による4件について、通知があり、受理しています。

認定農業者名、認定番号、認定日、認定有効期限につきましては通知の記載のとおりでございます。

続きまして、議案 15 頁をご覧ください。

報告第 4 号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」でございます。

北海道農地法関係事務処理要領第 8 の第 4 項の規定による土地の現況証明願書の提出がありましたので、現地確認するため、鷹栖町農業委員会会長専決規程第 3 条第 9 号の規定に基づき、現地確認委員を次のとおり指名しましたので報告します。

1 番について、吉本会長、佐藤委員及び寺崎委員の 3 人の指名について、専決処分しました。

報告について以上です。

議長  
委員  
議長  
議長

報告事項ですが、質問等があればお答えします。

無しの声

無ければ、次の日程に入ります。

続きまして、日程第 6 議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案 16 頁をご覧ください。

議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」でございます。

合意解約通知の受理に伴い、合意解約による賃貸借の解約成立の確認について、審議を求めるものでございます。

議案は 17 頁、18 頁をご覧ください。

番号が 24 番から 33 番までの 10 件の通知を受理しました。

合意解約の理由については、各番号の各備考欄に記載されているとおりで、北野地区国営緊急農地再編整備事業に伴う再契約によるもの、借主の変更によるもの、また、経営移譲によるものです。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、引渡し時期は議案に記載のとおりです。

通知のあった合意解約の引渡し期限が 6 か月以内であるかの確認については、今回の 10 件について、合意解約成立日と同日で引渡しとなっているので、要件が合致していると確認しています。

説明は以上です。

議長

はい、議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。  
議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第7議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案20頁をご覧ください。  
議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」です。  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画について、鷹栖町長から計画の適否を求められましたので審議願います。  
利用権の設定について、議案が21頁から24頁までになります。  
番号が31番から42番までの12件でございます。  
31番、32番、37番、39番については、北野地区国営緊急農地再編整備事業に伴う借主変更によるもので、33番、34番、41番、42番については、後継者経営移譲に伴う借主変更によるもので、35番、40番が貸主の経営規模縮小による新規賃貸借で、36番、38番については、北野地区国営緊急農地再編整備事業に伴う再契約による借り換えです。  
位置図については、25頁から38番までで、番号をつけて載せてありますのでご確認ください。  
利用権を設定する農用地、利用権を設定する者の住所及び氏名、利用権の設定を受ける者、設定する権利の内容は議案に記載のとおりです。  
本日配布しました黄色の付箋の1頁から12頁までに利用権設定の分の調査書があります。  
こちらの調査書で12件の内容を確認しています。  
説明は以上です。

議長 議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」説明が終わりましたので審議いたします。  
質疑ございませんか。

13番委員 41番、42番の住所が間違えていませんか。

事務局長 農地台帳で確認した時点では、同じ住所になっています。

13番委員 もう1点ありまして、35番ですが、元の借主のごみが置いてあり農地として使うため、ごみを処分するように伝えましたが、農業委員会としても確認をするため、見に行ったほうが良いのではないかと思います。

事務局長 7月のあっせんの現地調査のときに確認するようにしたいと思います。

議長 他にありませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。  
議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」この案件について認

める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第8議案第3号「農用地利用配分計画（案）について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、40頁をご覧ください。

議案第3号「農用地利用配分計画（案）について」農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）について、鷹栖町長より意見を求められたので審議をお願いします。

議案は41頁、42頁になります。

利用権の移転について、番号が1番で1件ございます。

経営移譲に伴い、利用権を移転する内容で、利用権を移転する農用地、利用権を移転する者、利用権の移転を受ける者は移転する権利の内容については記載のとおりです。

位置図は、議案43頁に載せてありますのでご覧ください。

説明は以上です。

議長

はい、議案第3号「農用地利用配分計画（案）について」説明が終わりましたので審議いたします。

委員

無しの声

議長

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第3号「農用地利用配分計画（案）について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第3号「農用地利用配分計画（案）について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第9議案第4号「土地の現況証明書の交付について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

それでは、議案44頁をご覧ください。

議案第4号「土地の現況証明書の交付について」でございます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の第4項の規定による土地の現況証明書交付の可否について、審議を求めるものです。

現況証明の内容については、45頁、46頁をご覧ください。

番号が1番で1件でございます。

土地の所在、地番、登記簿地目、面積、土地の所有者、申請人の住所、氏名は記載のとおりで、証明が必要な理由は、地目を田から畑に地目変更のためです。

位置図は議案47頁に載せてありますので、ご確認ください。

また、本日本配布しました緑の付箋に現地写真もありますので、併せて、ご確認ください。

報告第4号で報告したとおり現地確認委員を指名し、5月22日に現地確認を行いました。

現地確認について、現地確認委員から現地の状況を報告願います。

6番委員

はい、1番の案件について、5月22日、吉本会長、佐藤委員、私と事務局で現地調査を行いました。

願出のあった土地は、写真のとおり、既に畑として利用している状態であることを確認し、畑であると判断しました。

報告は以上です。

事務局長

詳細については、議案48頁の現地調査票と本日配布しました緑の付箋の現地写真及び位置を示す航空写真をご覧ください。

今回の現況証明については、農地の用途変更に伴うものですが、登記地目を変更するにあたって、現況証明書が必要であることから、交付するものであります。

議長

それでは、議案第4号「土地の現況証明書の交付について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

5番委員

委員会で認めるということは、改良区は決済金が発生しますが、委員会から改良区に届け出るのですか。

事務局長

土地所有者と改良区の間で決済金の話は済んでいることを事前に確認して今回の総会にかけています。

議長

他にありませんか。

委員

無しの声

議長

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第4号「土地の現況証明書の交付について」認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第4号「土地の現況証明書の交付について」は、認めると決定しました。

議長

日程については以上になります。

その他に入ります。

事務局長

「次回の定例会について」ですが、6月27日木曜日、17時からとじていますが、よろしいでしょうか。

委員

無しの声

事務局長

第24回定例会は、6月27日木曜日、17時から定例会でよろしくお願ひします。

主な関係機関の日程については記載のとおりでございます。

主事

2の農業後継者等パートナー対策についてです。

今年度も引き続き、20歳から40代の未婚農業後継者等に婚活に関する情報を提供していきたいと思ひます。

旭川市結婚相談所、旭川しんきん結婚相談所のパンフレット等を郵送し

てご覧いただこうと思います。

併せて旭川市結婚相談所主催の出会いのパーティーの情報なども配布したいと思っています。

また、平成 31 年 3 月開催の第 21 回定例会で制定した鷹栖町農業青年婚活交流会参加費用助成金交付規則に係るパンフレット、本日配布しました赤の付箋のところにありますパンフレットも同封し、制度の周知を図りたいと思っています。

農協青年部の集まりや推進会議等の集まりの場で周知していきたいと思っています。

農業委員さんにも集まりの場がありましたら、その時に助成金の周知もお願いしたいと思っていますのでよろしくお願いします。

3 の農地移動適正化あっせん申出状況についてです。

本日配布しました青の付箋に記載しています。

前回の定例会から 3 件追加があり、計 15 件ありまして、内 1 番 1 件が成立している状況です。

手書きで年度を記載し、いつからあっせんをしているかわかるようにしていますのでご確認願います。

議長

それでは、以上をもって第 23 回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。